3 連帯保証人・貸付利子

原則連帯保証人を必要とします（連帯保証人を確保した場合は貸付利子は無利子）。
連帯保証人を確保できない方も、貸付を受けることができます（その場合は貸付利子は年1.5%となります）。

4 据置期間・償還期間

元金の据置期間は、最終貸付の日から6ヵ月以内。償還（返済）期間は、据置期間経過後20年以内です。

5 継続的な支援

社会福祉協議会では、ハローワーク等の関係機関と連携し、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）を実施します。
※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

なんでもメモ

貸付の手続きの流れ

総合支援資金の貸付を希望される方は、まず市町村の社会福祉協議会にお越しいただき、相談の上で手続きの説明と用紙の交付を受け、次の書類を整えて借入申込みをしてください。

- a 総合支援資金の借入申込書（用紙は各社会福祉協議会の窓口で交付します）
- b 健康保険証の写し及び住民票の写し
- c 世帯の状況が明らかになる書類
- d 連帯保証人の資力が明らかになる書類
- e 求職活動等の自立に向けた取り組みについての計画書
- f 借入申込者が、他の公的給付制度または公的貸付制度を利用している場合または申請している場合は、その状況がわかる資料（ハローワークが発行する「住宅手当・総合支援資金貸付連絡票」または「求職申込み・雇用施策利用状況確認票の写し」など）
- g 借入申込者の個人情報を、総合支援資金の貸付に必要な範囲において関係機関に提供することについての同意書
- h 住宅入居費の借り入れを申し込む場合は、上記に加えて次の書類
  - (a) 入居する住宅の不動産賃貸契約書の写し
  - (b) 不動産業者の発行する「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し
  - (c) 自治体の発行する「住宅手当支給対象者証明書」の写し
- i 借用書
- j その他、社会福祉協議会が提出を求める書類
- k 印鑑

※ b・c・eは、自治体から「住宅手当支給対象者証明書」の交付を受けている方は省略可能です。具体的な書類の種類や提出の時期等については、窓口の社会福祉協議会にお尋ねください。

※ a・e・g・iなどの用紙は、社会福祉協議会の窓口で交付しますが、その様式は社会福祉協議会ごとに異なります。

※ i は住宅入居費についての借用書。生活支援費と一時生活再建費の借用書は貸付が決定した際に提出していただきます。

社会福祉協議会の審査の結果、貸付が決定されると、住宅入居費の貸付金は家主・不動産業者等の口座へ、またそれ以外の貸付金は本人の口座へ振り込まれます。